第三条の十九第十七項第二号、第三条の二十第二十三項第二号、第十八条の二十第三項第二号、第十八条の二十の二第十三項第一号、第十九条の七第十七項第二号、第十九条の十の五第三項第一号、第十九条の十四の三第八項及び第十九条の十五第十四項中「第二条第二項第十八号」を「第二条第二項第十九号」に改める。

第三章第一節の節名を削る。

第二十条第一項中「第二十七条の四第二項第二号」を「第二十七条の四第六項第二号」に改め、同条第二項中「第二十七条の四第三項第二号イ」を「第二十七条の四第七項第二号イ」に改め、同条第三項中「第二十七条の四第九項の」を「第二十七条の四第十四項の」に、「同条第九項」を「同条第十四項」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第九項」を「第二十七条の四第十四項」に、「以下この項」を「第五号」に改め、「(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同項第四号中「第二十七条の四第九項」を「第二十七条の四第十四項」に改め、同条第五項中「第二十七条の四第九項の認定（施行令第三十九条の三十九第八項の認定を含む。）」を「第二十七条の四第十四項の認定」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同条第六項中「含み、その認定が施行令第三十九条の三十九第八項の認定（連結子法人に係るものに限る。）である場合には、連結子法人であつた法人とする」を「含む。以下この章において同じ」に改め、同条第七項中「(第二十二条の二十三第四項又は第五項の処分を含む。)」を削り、「第四十二条の四第八項第三号」を「第四十二条の四第十九項第三号」に改め、同条第八項中「第二十七条の四第九項」を「第二十七条の四第十四項」に改め、同項第一号中「(人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。)」を削り、同項第二号中「当該相手先が連結子法人である場合には、当該相手先の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同項第四号中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。」を削り、「当該分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度」を「当該分割法人等が通算法人である場合（当該分割等事業年度終了の日が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には、当該通算親法人の事業年度に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には、当該通算親法人の事業年度」に、「当該分割承継法人等が通算法人である場合（当該分割承継等事業年度終了の日が当該分割承継法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には、当該通算親法人の事業年度」を「当該分割承継法人等が通算法人である場合（当該分割承継等事業年度終了の日が当該分割承継法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には、当該通算親法人の事業年度」に改め、「(当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度)」を削り、「第二十七条の四第七項」を「第二十七条の四第十二項」に改め、同条第九項中「第二十七条の四第十一項」を「同条第十六項」に改め、同項第二号中「(当該現物分配法人が連結子法人である場合には、当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同条第十項中「第二十六条の四第二項の」を「第二十六条の五第二項の」に、「第二十七条の四第十三項第一号」を「第二十七条の四第十八項第一号」に、「同条第十五項第一号ハ(2)」を「同条第二十項第一号ハ(2)」に、「第二十六条の四第三項」を「第二十六条の五第三項」に、「第二十七条の四第十七項」を「第二十七条の四第二十二項」に、「第百十三条の二第十三項」を「第百十三条の三第十二項」に、「第二十六条の四第四項」を「第二十六条の五第四項」に、「第百十三条の二第十四項」を「第百十三条の三第十三項」に、「第二十六条の四第二項第一号イ(1)」を「第二十六条の五第二項第一号イ(1)」に、「第百十三条の二第十一項第一号」を「第百十三条の三第十項第一号」に、「第二十七条の四第十五項第六号」を「第二十七条の四第二十項第六号」に、「同条第十五項第五号イ」を「同条第二十項第五号イ」に、「第百十三条の二第十一項第二号」を「第百十三条の三第十項第二号」に、「第二十七条の四第十五項第五号ロ」を「第二十七条の四第二十項第五号ロ」に、「第百十三条の二第十一項第三号」を「第百十三条の三第十項第三号」に、「第二十七条の四第十五項第五号ハ」を「第二十七条の四第二十項第五号ハ」に改め、同条第十一項中「第二十七条の四第十八項第二号」を「第二十七条の四第二十三項第二号」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第二十七条の四第十八項第三号」を「第二十七条の四第二十三項第三号」に改め、同条第十四項中「第二十七条の四第十八項第四号」を「第二十七条の四第二十三項第四号」に改め、同条第十五項中「第二十七条の四第十八項第五号」を「第二十七条の四第二十三項第五号」に改め、同条第十六項中「第二十七条の四第十八項第七号」を「第二十七条の四第二十三項第七号」に改め、同条第十七項から第十九項までの規定中「第二十七条の四第十八項第八号」を「第二十七条の四第二十三項第八号」に改め、同条第二十項中「第二十七条の四第十八項第九号」を「第二十七条の四第二十三項第九号」に改め、同条第二十一項中「第二十七条の四第十八項第九号イ」を「第二十七条の四第二十三項第九号イ」に、「第四十二条の四第八項第一号」を「第四十二条の四第十九項第一号」に改め、同条第二十二項中「第二十七条の四第十八項第九号ロ」を「第二十七条の四第二十三項第九号ロ」に改め、同条第二十三項中「第二十七条の四第十八項第九号」を「第二十七条の四第二十三項第九号」に改め、同条第二十四項中「第二十七条の四第十八項第十号」を「第二十七条の四第二十三項第十号」に改め、同条第二十五項中「第二十七条の四第十八項第十一号に規定する財務省令」を「第二十七条の四第二十三項第十一号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第十八項第十一号」を「第二十七条の四第二十三項第十一号」に、「同条第十八項第十一号」を「同条第二十三項第十一号」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第十八項第八号」を「第二十七条の四第二十三項第八号」に改め、同条第二十六項中「第二十七条の四第十九項第一号」を「第二十七条の四第二十四項第一号」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第二十三項第一号に」を「第二十七条の四第二十三項第一号に」に、「第二十七条の四第十八項第一号ロ」を「第二十七条の四第二十三項第一号ロ」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第十八項第六号」を「第二十七条の四第二十三項第六号」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第十八項第十二号」を「第二十七条の四第二十三項第十二号」に改め、同条第二十七項中「第二十七条の四第十八項第十九項第二号」を「第二十七条の四第二十四項第二号」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第十八項第二号」を「第二十七条の四第二十三項第二号」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第十八項第三号」を「第二十七条の四第二十三項第三号」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第十八項第四号」を「第二十七条の四第二十三項第四号」に改め、同項第四号中「第二十七条の四第十八項第七号」を「第二十七条の四第二十三項第七号」に改め、同項第五号中「第二十七条の四第十八項第